

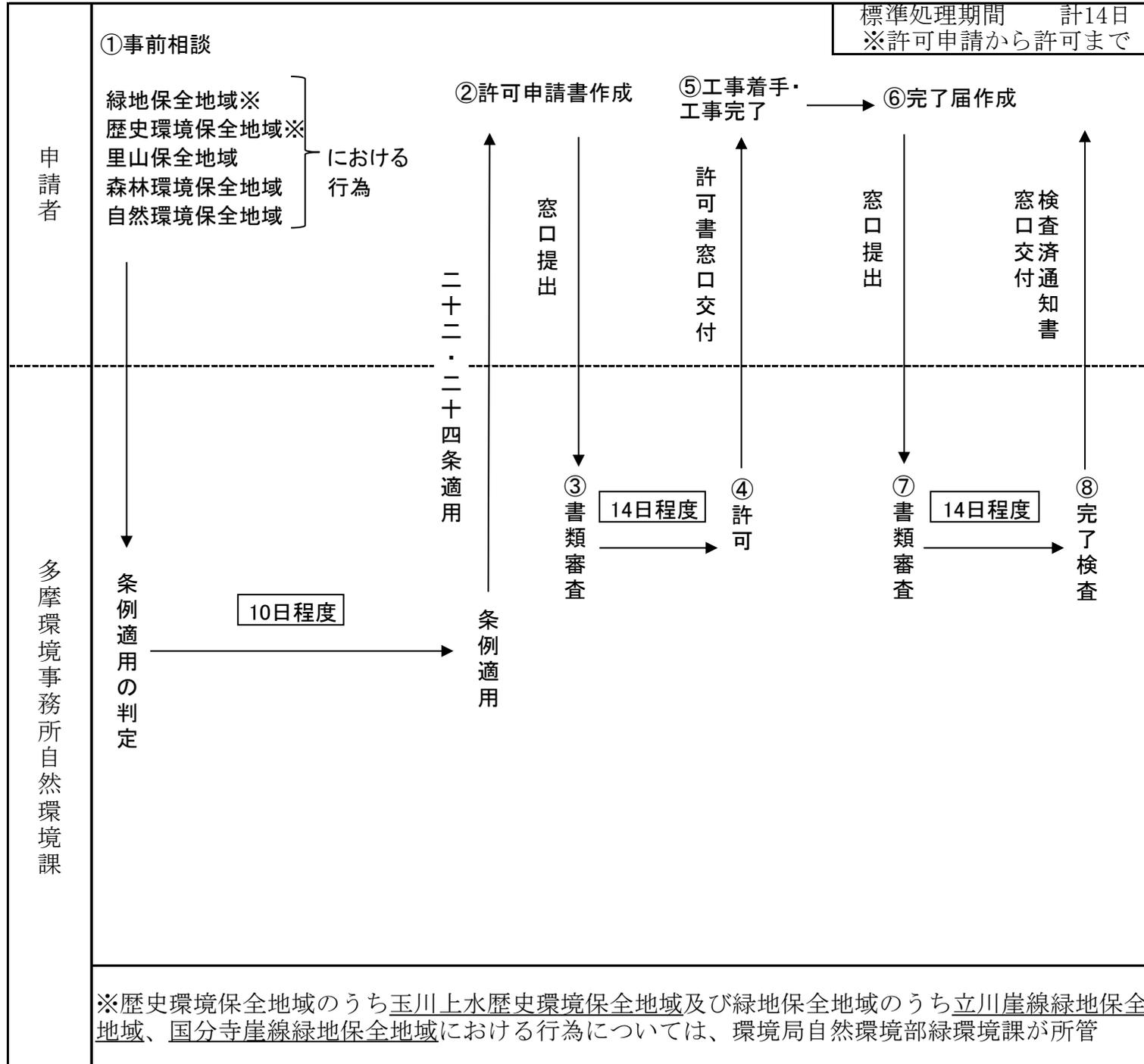
事務処理フロー図

事務名 自然環境保全地域及び森林環境保全地域の特別地区内における行為の許可

環境局多摩環境事務所  
 作成部署 自然環境課指導担当 電話 042-521-4809

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



| 番号 | 項目      | 説明  |
|----|---------|---|
| 1  | 事前相談    | 保全地域内における行為については、多摩環境事務所自然環境課で事前相談を行い、書類審査及び必要に応じて現地調査により、条例適用の判定を行います。 |
| 2  | 許可申請    | 条例が適用された場合は、申請者が条例に基づいた許可申請書（正副二部）を作成し、申請します。                           |
| 3  | 書類審査    | 申請書類の記載漏れ、添付書類の不足等がないか、条例で定める許可条件に適合しているかを審査します。                        |
| 4  | 許可      | 多摩環境事務所長の決裁後、許可書を交付します。   |
| 5  | 工事着手・完了 | 許可書交付後に着手します。   |
| 6  | 完了届作成   | 工事完了後、原則として14日以内に、完了届を提出します。  |
| 7  | 書類審査    | 書類に記載漏れ、添付書類の不足等がないかを審査します。   |
| 8  | 完了検査    | 書類審査及び現地調査により、許可条件に適合しているか検査します。自然環境課長の決裁後、検査済通知書を交付します。                |